

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	人口動態調査ファイル	
行政機関等の名称	大泉町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民経済部住民課	
個人情報ファイルの利用目的	人口動態調査令に基づく人口動態調査票を作成し、所轄保健所長に提出するため。	
記録項目	<p>受付年月日、受領番号、事件簿番号、受理/送付、本籍/被本籍、本籍、本人氏名、発行、更新、出力、事象、出生票 1、子の氏名・父母との続柄・男女別 2、生まれたとき 3、生まれたところ 4、子の住所 5、父母の氏名・生年月日 6、父母の国籍 7、同居を始めたとき 8、子の生まれたときの世帯の主な仕事 9、子が生まれたときの父母の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで） 10、子が生まれたところ及びその種別 11、体重及び身長 12、単胎・多胎の別 13、妊娠週数 14、この母の出産した子の数 15、出生に立ち会った者 死亡票 16、氏名 17、男女別 18、生年月日 19、死亡したとき 20、死亡したところ 21、死亡した人の住所 22、死亡した人の国籍 22、死亡した人の夫または妻（有無/年齢） 23、死亡したときの世帯の主な仕事 24、死亡したときの職業・産業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで） 25、死亡したところの種別（種別/施設名） 26、死亡の原因 27、死因の種類 28、外因死の追加事項 29、生後1年未満で病死した場合の追加事項 30、その他特に付言すべきことから 31、施設の所在地または医師の住所及び氏名 死産票 32、父母の国籍 33、父母の氏名及び年齢 34、死産児の男女別及び嫡出子が否かの別 35、死産があったとき 36、死産があったときの母の住所 37、死産があったときの世帯の主な仕事 38、死産があったときの父母の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで） 39、この母の出産した子の数 40、妊娠週数 41、死産児の体重及び身長 42、胎児死亡の時期（妊娠満22週以後の自然死産） 43、死産があったところの種別 44、単胎・多胎の別 45、死産の自然人工別 46、自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由 47、胎児手術の有無 48、死胎解剖の有無 49、死産に立ち会った者 婚姻票 50、氏名及び生年月 51、夫の氏名 52、国籍 53、婚姻後の夫婦の氏 54、同居を始めたとき 55、初婚・再婚の別 56、同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯の主な仕事 57、同居を始める前の夫婦の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで） 離婚票 58、氏名及び生年月 59、国籍 60、離婚の種別（種別/請求の認諾又は判決の日 61、未成年の子の数 62、同居の期間（同居を始めたとき/別居のとき） 63、別居する前の住所 64、別居する前の世帯の主な仕事 65、別居する前の夫妻の職業（国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日まで）</p>	
記録範囲	出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届出があった者	
記録情報の収集方法	本人からの戸籍届出により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	有（太田保健福祉事務所）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）住民経済部住民課 （所在地）大泉町日の出55番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法60条第2項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考	なし	